

谷山第二地区 第10号

区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部
 谷山区画整理事務所
 〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地
 鹿児島市役所 谷山支所 3階
 TEL 099-269-2111
 内線 計画係 314
 工事補償係 317

工事箇所図



**田辺地区で
工事が始まります**

県立南高校東側の三街区周辺の区画道路(幅6m)築造工事、谷山第二中央公園横の本城試験場線(幅15m)道路築造工事、中央公園から南側の田辺川改良工事が14年3月末日までの工期で始まります。工事の際は、「通行止め」や「う回路」等の交通規制を行うことになり、そのため工事期間中は向川原森山線(県立南高校と谷山中学校の西側)の交通量が増えることが予想されます。皆様方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

移転補償費に係る
税と申告について



県立南高校の正門から谷山駅方向を見た風景
(写真左が県道鹿児島加世田線)

工事に関しご不明な点がございましたら、谷山区画整理事務所『工事補償係』にお問い合わせ下さい。

土地区画整理事業で建物等の移転に伴う補償金を12月末日まで受けられた方は、譲渡所得として翌年の3月15日までに確定申告を行うことになっていきます。課税特例の条件を満たすものについては、次のような課税の特例があります。

- ① 通称「5000万円控除の適用」といわれる特別控除(租税特別措置法第三三の四)
- ② 代替資産の取得金額の範囲内において譲渡がなかったものとして取り扱われる「代替資産の取得」(租税特別措置法第三三・三三の二)

申告をする際には、①と②の申告方法があり、このいずれかを選択して確定申告をすることになります。また、国民健康保険に加入の方については、保険税額に影響することがあります。特に、①で申告した場合には、国民健康保険税においては課税対象になり、保険税額が加算されます。

仮換地(案)に対する
意見・要望書について

仮換地(案)の供覧後、皆さんから出された意見・要望書につきましては、皆さんと直接お会いし、その内容等について確認させていただきながら仮換地を決めるためのお話をする際に活用させていただきます。現在、田辺地区の方から仮換地についてのお話を進めておりますため、田辺地区以外の地区の方からの意見・要望書については、仮換地を決める時に直接皆様方にお会いしてご相談していただけますので、それまでのお問い合わせには、まだお答えできませんのでご理解いただきますようお願いいたします。

※このような譲渡所得等の課税特例を受けるためには、一定の証明書を確定申告に添付することを条件として適用されることになっています。この証明書は、移転補償費の支払い後に谷山区画整理事務所から送付いたしますので、確定申告等をする時に添付して下さい。(確定申告をする際は、各領収書も必要ですので大切に保管して下さい。)

谷山支所市民課国民健康保険係
 電話 269の2111
 (内線 122~124)

市役所国民健康保険課賦課係
 電話 224の1111
 (内線 2585~2586)
 直通 216の1229

鹿児島税務署資産課税部門(鹿児島市に居住の方)
 電話 255の8111

ただし、この申告であっても代替資産の取得をされた方は、国民健康保険税の減免を受けることができない場合がありますので、事前に国民健康保険の担当課へお問い合わせ下さい。また、個々におきましても、他の所得等との関係がございますので、事前に税務署へお問い合わせ下さい。

移転時のごみの 処理についてのお願い

鹿児島市のごみ収集は、日常の『生活ごみ』が対象になっております。

区画整理事業による移転に伴う『引越しごみ』は、自己処理が原則ですので、各自で処分場へ搬入するかまたは処理業者に依頼して下さい。

最近、いくつかのごみ置き場に多量の『引越しごみ』が出されているため、収集業務に支障を来しているとのことですのでよろしく願います。

小宅地対策用地・換地操作用地の 契約について

小宅地対策用地と換地操作用地につきましては、該当する方から仮換地指定後に買受申請を提出していただきます。

その後、移転交渉や仮換地先の状況を見て市より契約のための書類を送付します。

送付された書類の中に同封してある説明をご覧いただき、期限内に手続きを行って下さい。

○送付書類

- ・売却決定通知書
- ・売買契約書
- ・売却代金分納承認申請書
- ・説明文

○契約の際に必要なもの

- ・送付された書類
- ・実印
- ・印鑑登録証明書
- ・収入印紙

ご不明な点がございましたら谷山区画整理事務所『計画係』にお問い合わせ下さい。

お願い



次の場合は届け出て下さい

○登記名義人が変わったとき

(登記簿謄本の写しを添付して下さい。)

○住所を変更したとき

○借地権の申告をするとき

(他人名義の土地に建物等を所有する人。)

このような場合は、ただちに鹿児島市役所谷山区画整理事務所の『計画係』に各申請書を届け出て下さい。

また、施行区域内で建築物の新築や増・改築、土地の区画形質の変更、または移動が容易でない物件の設置・たい積を行うときは、事前に許可を受けなければなりません。

(土地区画整理法76条 建築行為等の制限)

特に、建築行為申請に対しては、その土地が仮換地指定前の土地であれば容易に移転したり除却できる構造のものに限られるなど許可に必要な条件が付されることとなります。

このような行為の制限は、すべての事業が終了し換地処分の公告がある日まで続きます。

具体的な取り扱いにつきましては事前に谷山区画整理事務所『計画係』にご相談下さい。

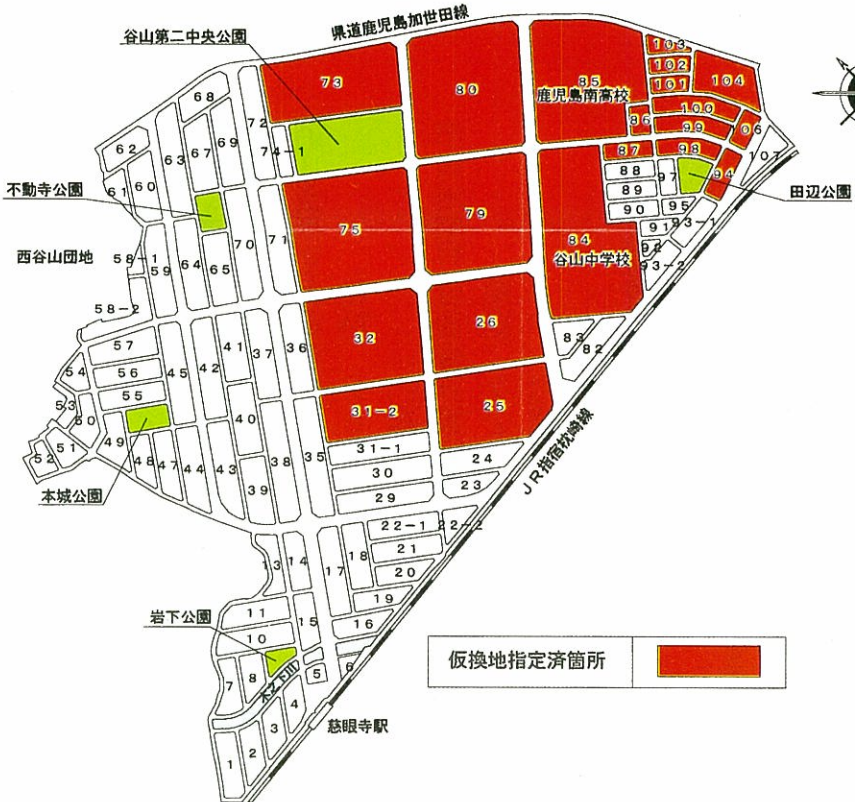
調査・測量について

調査・測量のため、市が委託した調査員が皆さんの土地へ立ち入りをお願いすることがあります。

このような場合、調査員は谷山区画整理事務所が発行する身分証明書を持参しておりますので、お確かめの上、ご協力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら谷山区画整理事務所『工事補償係』にお問い合わせ下さい。

仮換地指定状況図



○仮換地指定したブロック

25, 26, 31-2, 32
73, 75, 79

(以上県有地)

85 (南高校)
84の一部 (谷山中学校)

(以上市有地)

80, 84の一部, 86

87, 94, 98, 99

100, 101, 102

103, 104, 106

(以上一般宅地)

○仮換地指定率=52.7%

(平成13年11月末現在)

谷山第二地区仮換地指定状況